

○厚生労働省令第百九号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第二百四十四号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の規定に基づき、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第一条 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「附則第十四条の二又は第十四条の三」を「附則第十五条」に改める。

附則第四条の三第一項及び第四条の四中「第十四条の二及び第二十三条」を「第十五条及び第十六条」に改める。

附則第四条の五中「附則第十四条の二」を「附則第十五条」に改め、「平成十六年度とし、同令附則第十四条の三の規定により読み替えて適用される同令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する基準となる年度は」を削る。

附則第四条の七（見出しを含む。）中「附則第十四条の二又は第十四条の三」を「附則第十五条」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（都道府県医療費適正化計画の進捗状況の公表）」に改め、同条第一項中「進捗状況に関する評価を行う」を「進捗状況を公表する」に、「当該計画に掲げる目標の達成に向けた取組の進捗状況の把握及び分析を」を「その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により」に改め、同条第二項を削る。

第二条を次のように改める。

（全国医療費適正化計画の進捗状況の公表）

第二条 前条の規定は、法第十一条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が行う全国医療費適正化計画（法第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下同じ。）の進捗状況の公表について準用する。

第三条第三項及び第四条第三項中「第一条第二項」を「第一条」に改める。

第五条に次の一項を加える。

- 4 前項の規定は、法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を提供する場合について準用する。

(高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正)

第三条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成十九年厚生労働省令第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の六を附則第五条の十とし、附則第五条の五の次に次の四条を加える。

(平成二十九年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例)

第五条の六 平成二十九年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条	第二条第一項	第三十四条第一項	附則第十三条の五の六
		第三十五条第一項	附則第十三条の五の七
	第二条及び		附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条及び

				第三十六条			
第二百一十一条第一項	第三十五条第一項	第二百二十条第一項	第三十四条第一項	第二条第一項	第二条及び	第三十五条第一項	第三十四条第一項
附則第十四条の八第一項	附則第十三条の五の七	附則第十四条の七第一項	附則第十三条の五の六	第一項 附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条	及び 附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条	附則第十三条の五の七	附則第十三条の五の六
							第一条 附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条

(平成二十七年年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算)

第五条の七 平成二十七年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

<p>法附則第十三条の五の六第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後 期高齢者支援金の概算額</p>	<p>一円未満の端数を切り捨てる</p>
<p>法附則第十三条の五の六第三号に規定する調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額</p>	
<p>法附則第十三条の五の六第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後 期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額</p>	
<p>法附則第十三条の五の七第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後 期高齢者支援金の確定額</p>	
<p>法附則第十三条の五の七第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額</p>	

<p>法附則第十三条の五の七第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後 期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額</p>	<p>法附則第十三条の五の八第一項第二号に掲げる額</p>	<p>法附則第十三条の五の八第一項第四号に掲げる額</p>	<p>法附則第十三条の五の八第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算 総報酬割前期高齢者納付金額</p>	<p>法附則第十三条の五の八第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前 期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象 基準額</p>	<p>法附則第十三条の五の八第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及 び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に二分の一を乗じて得た 額</p>	<p>法附則第十三条の五の九第一項第二号に掲げる額</p>
---	-------------------------------	-------------------------------	---	--	--	-------------------------------

法附則第十三条の五の九第一項第四号に掲げる額
法附則第十三条の五の九第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額
法附則第十三条の五の九第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額
法附則第十三条の五の九第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に二分の一を乗じて得た額
法附則第十四条の七第一項第一号に掲げる額
法附則第十四条の七第一項第三号に掲げる額
法附則第十四条の七第二項に規定する概算総報酬割後期高齢者支援金額
法附則第十四条の七第三項に規定する特例退職被保険者等に係る概算加



<p>入者割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十四条の七第四項に規定する各被用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に二分の一を乗じて得た額</p>	<p>法附則第十四条の八第一項第一号に掲げる額</p>	<p>法附則第十四条の八第一項第三号に掲げる額</p>	<p>法附則第十四条の八第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十四条の八第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十四条の八第四項に規定する各被用者保険等保険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援</p>
---------------------	---	-----------------------------	-----------------------------	---	---	---

金額の合計額を控除した額に二分の一を乗じて得た額	
算定政令附則第四条の三第一項第一号に掲げる額	
算定政令附則第四条の三第一項第三号に掲げる額	
算定政令附則第四条の三第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額	
算定政令附則第四条の三第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十三条の五の八第四項に規定する納付金概算拠出率	小数点以下第八位未満を
法附則第十三条の五の九第四項に規定する納付金確定拠出率	四捨五入する
法附則第十四条の七第四項に規定する支援金概算拠出率	
法附則第十四条の八第四項に規定する支援金確定拠出率	

(平成三十年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例)

第五条の八 平成三十年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の

規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十六条	第一条第一項		第二十四条第一項	附則第十三条の六
	第三十五条第一項		第三十五条第一項	附則第十三条の七
第二十七条	第二条及び		第二条及び	附則第五条の八の規定により読み替えられた第二条及び
	第二条第一項		第二条第一項	附則第五条の八の規定により読み替えられた第二条第一項
第二十六条	第二条及び		第二十四条第一項	附則第十三条の六
	第三十五条第一項		第三十五条第一項	附則第十三条の七
第二十七条	第二条及び		第二条及び	附則第五条の八の規定により読み替えられた第二条及び
	第二条第一項		第二条第一項	附則第五条の八の規定により読み替えられた第二条第一項

					第一項
		第三十四条第一項			附則第十三条の六
		第二百二十条第一項			附則第十四条の九第一項
		第三十五条第一項			附則第十三条の七
		第二百一十一条第一項			附則第十四条の十第一項

(平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算)

第五条の九 平成二十八年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の六第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十三条の六第三号に規定する調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額	

<p>法附則第十三条の六第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額</p>
<p>法附則第十三条の七第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額</p>
<p>法附則第十三条の七第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額</p>
<p>法附則第十三条の七第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額</p>
<p>法附則第十三条の八第一項第二号に掲げる額</p>
<p>法附則第十三条の八第一項第四号に掲げる額</p>
<p>法附則第十三条の八第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額</p>
<p>法附則第十三条の八第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高</p>

<p>齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額</p>	<p>法附則第十三条の八第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額</p>	<p>法附則第十三条の九第一項第二号に掲げる額</p>	<p>法附則第十三条の九第一項第四号に掲げる額</p>	<p>法附則第十三条の九第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額</p>	<p>法附則第十三条の九第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額</p>	<p>法附則第十三条の九第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額</p>
--	--	-----------------------------	-----------------------------	--	--	--

法附則第十四条の九第一項第一号に掲げる額
法附則第十四条の九第一項第三号に掲げる額
法附則第十四条の九第二項に規定する概算総報酬割後期高齢者支援金額
法附則第十四条の九第三項に規定する特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額
法附則第十四条の九第四項に規定する各被用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額
法附則第十四条の十第一項第一号に掲げる額
法附則第十四条の十第一項第三号に掲げる額
法附則第十四条の十第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額
法附則第十四条の十第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加

<p>入者割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十四条の十第四項に規定する各被用者保険等保険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額</p>	<p>算定政令附則第四条の四第一項第一号に掲げる額</p>	<p>算定政令附則第四条の四第一項第三号に掲げる額</p>	<p>算定政令附則第四条の四第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額</p>	<p>算定政令附則第四条の四第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十三条の八第四項に規定する納付金概算拠出率</p>	<p>法附則第十三条の九第四項に規定する納付金確定拠出率</p>
						<p>小数点以下第八位未満を</p>	<p>四捨五入する</p>



法附則第十四条の九第四項に規定する支援金概算拠出率

法附則第十四条の十第四項に規定する支援金確定拠出率

附則第二十二條の三の次に次の二條を加える。

第二十二條の四 法附則第十三條の五の八第三項及び法附則第十四條の七第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2 前項の規定は、法附則第十三條の五の九第三項及び法附則第十四條の八第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

第二十二條の五 法附則第十三條の八第三項及び法附則第十四條の九第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合

ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2 前項の規定は、法附則第十三条の九第三項及び法附則第十四条の十第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

附則第二十四条に次の八号を加える。

- 九 法附則第十三条の五の八第四項に規定する納付金概算拠出率
- 十 法附則第十三条の五の九第四項に規定する納付金確定拠出率
- 十一 法附則第十四条の七第四項に規定する支援金概算拠出率
- 十二 法附則第十四条の八第四項に規定する支援金確定拠出率
- 十三 法附則第十三条の八第四項に規定する納付金概算拠出率
- 十四 法附則第十三条の九第四項に規定する納付金確定拠出率

十五 法附則第十四条の九第四項に規定する支援金概算拋出率

十六 法附則第十四条の十第四項に規定する支援金確定拋出率

附 則

この省令は、公布の日から施行する。